

富良野市広報紙広告募集要項

(趣旨)

第1条 この要項は、富良野市広告掲載規程（平成20年1月28日訓令第2号、以下「規程」という。）及び富良野市広告取扱基準（平成20年1月28日制定、以下「基準」という。）の規定に基づき、市の広報紙に掲載する広告の募集に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長 総務部長のことをいう。
- (2) 広報紙 市が発行する「広報ふらの」のことをいう。

(広告の規格及び位置)

第3条 広報紙に掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 1種広告 大きさ 縦5.0cm×横9.0cm
 - (2) 2種広告 大きさ 縦5.0cm×横18.0cm
- 2 広告の掲載位置は、広報を担当する課の課長が定める。

(広告掲載料)

第4条 広告掲載料は、次のとおりとする。

- (1) 1種広告 16,000円(1ヵ月)
 - (2) 1種広告 84,000円(6ヵ月)
 - (3) 1種広告 144,000円(12ヵ月)
 - (4) 2種広告 32,000円(1ヵ月)
 - (5) 2種広告 168,000円(6ヵ月)
 - (6) 2種広告 288,000円(12ヵ月)
- 2 広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、前項の広告掲載料を、原則として、納入通知書による指定の期日までに一括して納付するものとする。

(広告掲載の募集方法)

第5条 部長は、掲載する広告を募集するときは、市ホームページ、広報印刷物その他広報媒体を利用して、広告掲載を希望する者(以下「希望者」という。)を募集するものとする。

- 2 前項の規定による募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。

(広告掲載の申込み)

第 6 条 希望者は、市に、別記第 1 号様式の富良野市広報紙広告掲載申込書その他、添付書類として市税等納税証明書及び営業証明書又は法人の登記簿謄本の写しを提出して、広告掲載を申し込むものとする。ただし、法人の添付書類にあつては、市が行う他の広告事業に同一事業年度内に提出済みの場合は、その旨を告知し提出を省略することができる。

2 前項の規定による申込みの時期及び方法その他申込みに必要な事項は、別に定める。

3 市は、第 1 項の申込みがあつた場合で必要と認めるときは、申込者に対し、広告掲載に必要な資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の選定及び決定)

第 7 条 部長は、前条の規定による申込みがあつたときは、申込みの内容が、規程及び基準並びにこの要項(以下「規程等」という。)に適合するかどうかについて審査するものとする。

2 前項の規定による審査の結果、掲載を希望する広告の数が募集している広告枠の数を超えた場合は、次の各号に掲げる順序により掲載する広告を決定する。この各号によつても順序が同じときは、先着順によるものとする。ただし、あらかじめ、各ページの内容等に応じた選定順位を定めて応募した場合は、この限りでない。

(1) 公共性の高い内容の広告

(2) 市内に事業所を有するものの広告

(3) その他広告として掲載することが適当であると部長が認めた広告

3 部長は、前項の規定による選定の結果に基づき、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を別記第 2 号様式又は第 3 号様式により希望者に通知するものとする。

(広告掲載の承諾)

第 8 条 前条第 3 項の規定により、別記第 2 号様式を受けた広告主は、掲載内容及び条件等を記載した別記第 4 号様式の承諾書を市長に提出しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第 9 条 広告主は、広報紙に掲載する広告原稿を自己の責任及び負担により作成し、部長が指定する期日までに市に提出しなければならない。

2 部長は、前項の規定により提出があつた広告原稿の内容が適当でないとき、必要な変更を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第 10 条 部長は、規程第 10 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに、広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止することができる。

2 規程第 10 条第 1 項第 4 号のやむを得ない事由については、次の事由を含むものとする。

(1) 広告主が、指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。

(2) 広告主、広告の内容等が、規程等に抵触する事実が判明したとき。

(3) 前条の第 2 項の規定による変更の求めに応じないとき。

3 部長は、第 1 項の規定により広告掲載の決定を取り消し、又は掲載した広告を削除し、若しくは広告掲載を一時中止したときは、当該広告主に対し、理由を付してその旨を通知するものとする。

4 第 1 項の規定による広告掲載の取り消し等により広告主が損害を受けることがあっても、市はその賠償の責めを負わない。

(広告掲載料の返還)

第 11 条 既に納付した広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由により広告掲載を中止した場合は、この限りでない。

(広告主の責務)

第 12 条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第 13 条 この要項に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は部長が別に定める。

附 則

この要項は、平成 20 年 1 月 28 日から施行する。

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

この要項は、平成 26 年 1 月 30 日から施行する。

(第1号様式)

富良野市広報紙広告掲載申込書

平成 年 月 日

富良野市長 様

申込者 住所
氏名

広報紙に広告を掲載したいので、以下のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり、次の事項を誓約します。

1. この申込書および添付書類の内容は、事実と相違ありません。
2. 富良野市広告掲載規程及び富良野市広告取扱基準並びに富良野市広報紙広告募集要項を遵守します。
3. 市税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納はありません。

広告掲載希望者	所在地	〒 -		
	ふりがな 名称			
	代表者 契約権限 のある方	役職名		
		ふりがな 氏名		
	担当者	部署名		
		ふりがな 氏名		
	連絡先	TEL		
		FAX		
Eメール				
業種				
掲載希望号 希望の号を○で囲む	1月号・2月号・3月号・4月号・5月号・6月号 7月号・8月号・9月号・10月号・11月号・12月号			
掲載希望枠 希望の枠を○で囲む	・1種広告 ・2種広告(1種広告2枠分)			
添付書類	・市税等納税証明書、営業証明書または登記簿謄本の写し、 広告原稿データ			